



## 2011年 年頭あいさつ

社団法人日本環境アセスメント協会  
会長 梶谷 修

明けましておめでとうございます。

2011年の新しい年を迎え、今年一年の皆さまのご多幸とご健勝を心より祈念いたします。

当協会は、環境アセスメントの実務に携わる日本唯一の全国的な団体として、技術の向上と技術者の育成そして普及・啓発を進めてまいりました。今年で発足して34年目、社団法人として12年目を迎え、協会の新事務所も昨年9月に移転し、新たな装いで新年を迎えています。

本年においては、協会活動にとって大きな契機となる、環境影響評価法施行10年の見直し「環境影響評価法改正案」の速やかな成立が期待されます。法改正案成立の際には、記念の公開セミナーの開催を予定しています。また、法制度の円滑な実施のために、計画段階や事後調査、新規事業の環境影響評価など国内外の環境アセスメントの制度・技術の新たな展開に向けて、セミナー・研修、研究等を推進してまいります。

戦略的環境アセスメント（SEA）の実施に向けては、環境省や国土交通省のガイドライン等をはじめ、各自治体での計画段階の環境影響評価条例の整備、拡大が推進されるものと考えられ、平成20年度に協会がまとめた「戦略的環境アセスメント実務ガイド」の更なる充実を図るなど、SEAの普及を進めてまいります。

生物多様性の保全及び地球温暖化対策等における環境配慮手法等、環境アセスメント技術の研究開発については研究会を設け自主研究を進めています。生物多様性に関しては、昨年10月にCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）を支援し、COP10パートナーシップ事業として、「都市環境における生物多様性」をテーマに公開セミナーを名古屋で開催しました。

信頼性の向上と人材育成を目的とした「環境アセスメント士」認定資格制度は、7年目を迎えます。

この間、受験者約950名、資格登録者395名に達しました。今年は、特に資格の活用につき、国、自治体等への普及・広報にさらに力を入れていきますとともに、環境アセスメント士の交流の場作りを進めてまいります。また、CPD（継続教育）単位の審査・認定等「資格更新の手引き」を昨年8月に公表しましたが、本年5月末に、第1回にあたる平成17年度資格取得者186名が5年間の資格更新時期を迎えます。

海外交流については、今年1月に韓国環境影響評価協会との定期的技術交流会をソウルで実施する予定ですが、今後とも韓国、中国との交流等も含め、東アジアを中心とした海外交流を推進し、海外の環境アセスメント技術の普及と情報交流に努めてまいります。

公益法人制度改革による新法人への申請については、昨年6月の総会において「一般社団法人への移行」が承認され、公益法人制度改革検討特別委員会において準備を進めています。申請の基本となる定款変更の原案等を会員の皆さまに提示し、意見をうかがったうえで、本年5月の総会で議決したいと考えています。

本年は以上の重点施策に加え、会員の新規獲得に向けた検討も始めてまいります。

協会を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いており、今後の景気の先行きは依然として不透明ですが、持続可能な社会を構築するための取り組みは一層進展していくものと期待されます。環境影響評価法改正案の成立を大きな契機として、環境アセスメントの領域の拡大と多様化への対応に向け、持続可能な社会を創成するための新しい環境アセスメントを育成・展開してまいります。

最後に、主務四省はじめ、会員の皆さま、関係各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

# 「カーボン・オフセット」

わが国における地球温暖化対策の明確な成果は、京都議定書で国際的に約束した温室効果ガスの削減目標を確実に達成していくことで得られるものであり、政府、自治体、企業や国民など幅広い主体が、自発的な温室効果ガスの排出削減に向けて総力をあげて取り組む必要がある。

近年、温室効果ガスの排出削減のインセンティブとして期待され、活動の広がりを見せている取り組みにカーボン・オフセットとオフセット・クレジットの活用があげられる。

カーボン・オフセットは、温室効果ガス排出削減の補完手段として費用対効果が高く、企業や自治体イメージの差別化やブランド化という視点からもCSRやマーケティングと連動して導入が検討されている。また、オフセット・クレジットについては、その信頼性を確保する仕組みが構築されてきている。

今回の特集では、カーボン・オフセットとオフセット・クレジットの意義、取り組みの現状と課題について概観するとともに、地方自治体や民間企業の具体的な取り組みを紹介する。

## 気候変動政策におけるカーボン・オフセットの意義

首都大学東京 都市教養学部都市政策コース 教授 奥 真美

### 1.気候変動政策におけるカーボン・オフセットの位置付け

2008年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書は、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い（可能性が90%以上である）として、現在の温暖化傾向が主に人為的活動に起因していることをほぼ断定した。現在、人為的に排出される温室効果ガスの量は炭素換算で年間72億tで、自然吸収量の31億tの2倍以上に達している。このこ

とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるためには、人為的排出量と自然吸収量をバランスさせる必要があり、化石燃料起源の人為的排出量を少なくとも約6割は削減しなければならないことを意味する。

こうした科学的知見を受けて、いまや気候変動問題は、世界が共通に対応しなければならない喫緊の課題として認識されるに至っている。2008年から2012年までを対象期間とする京都議定書のもとの温室効果ガスの削減はもとより、2013年以降についても具体的で実効性のあるロードマップを描いていくことが、

国際社会及び各国・地域には求められている。そこで、たとえば、EUでは、2020年までに1990年比で20%の温室効果ガスを削減し、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を20%、バイオ燃料の交通燃料消費に占める割合を10%にし、エネルギー効率の20%改善を図るといった具体的な数値目標とあわせて、その達成に向けて、国別の法定目標値の設定、排出量取引制度（EU-ETS）の拡大・強化、再生可能エネルギーの導入促進、炭素回収貯留技術（CCS）の開発と活用などを主要な柱とする政策パッケージ

を打ち出している。また、イギリスでも、2008年に気候変動法を成立させて、90年比で2020年までの26%、2050年までに80%の温室効果ガス削減という目標値を法定のものとするとともに、カーボン・バジェットの導入、独自の国内取引制度や特定事業者を対象とする再生可能交通燃料義務制度の創設などを進めている。

そして、日本は、2008年の低炭素社会づくり行動計画において2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60~80%削減するという目標を定め、2009年の国連気候変動首脳会議では90年比で2020年までに25%削減するという中期目標を提示している。さらに、成立が期待される地球温暖化対策基本法案では、公平で実効性のある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、いずれも90年比で温室効果ガスを2020年までに25%削減、2050年には80%削減することに加えて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることなどを規定している。

日本では、これまでに地球温暖化対策推進法をはじめ、省エネ法、新エネ法、新エネ発電法、グリーン購入法、環境配慮契約法、物流総合効率化法等の制定・改正、京都議定書目標達成計画の策定、自主参加型の国内排出量取引制度の運用開始など

がなされてきているものの、現状では上述の中長期目標の達成は容易ではない。

こうしたなかで、国内外においては、排出量取引制度と連動するかたちで、もしくは、現行の各種施策では十分にカバーしきれていない幅広い主体による活動に対して、更なる温室効果ガスの削減を促すことを可能にする手法の一つとして位置付けられ、活用されつつあるのがカーボン・オフセットである。カーボン・オフセットは、各主体の自主性を基本としつつ、各自が自らの排出量を認識したうえで、市場メカニズムを活用して柔軟に温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを可能にする政策手法であるといえる。

## 2.カーボン・オフセットの概要

一般的に、カーボン・オフセットとは、自らが排出している温室効果ガスの量を把握して、できるかぎりの削減努力もしくは排出回避を行うとともに、どうしても削減・回避しきれない分を、他の場所で削減・吸収された分で埋め合わせることをいう。環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」(2008年2月策定)では、カーボン・オフセットを「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの

排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる」と定義している。

カーボン・オフセットが行われるケースとしては、温室効果ガスの排出量にキャップがかけられている規制対象施設・活動からの排出量を埋め合わせる場合と、自主的な削減努力の一環として行われる場合とを想定することができる。いずれの場合においても、埋め合わせに用いられた排出削減量・吸収量に相当するクレジットは、他の用途に使用されることがないように無効化されることになる。

オフセットに用いることができるクレジットには、大きく分けて、京都議定書に基づくものとそれ以外のものがある。前者には、いわゆる京都メカニズムクレジットであるクリーン開発メカニズム（CDM）と共同実施（JI）のクレジット（それぞれCERとERU）が含まれるが、イギリスではこれにEU-ETSのクレジット（EUA）も位置付けている。後者には、任意の基準に基づくさま

ざまなクレジット（VER）があるが、日本の自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）やオフセット・クレジット（J-VER）制度のもとでのクレジットはこれに当たる。

カーボン・オフセットの取り組みは、①自らの行動にともなう温室効果ガス排出量を認識する、②削減努力を実施する、③避けられない排出量を把握する、④上述③の排出量の全部または一部に相当する量を他の場所における排出削減量・吸収量で埋め合わせるといった流れからなる。まずは、自らの事業活動や日常生活にともなう排出量を把握して「見える化」することが肝要となる。そのうえで、各自の創意工夫のもとで可能な限りの排出削減努力を行い、それでもなお削減しきれない部分について、オフセットの対象とする行為・活動の範囲（バウンダリ）を見極めて、その分の排出量を算定する。そして、オフセットを行おうとする排出量分に相当するクレジットを取得して、無効化する。こうした一連の過程においては、オフセットプロバイダーなどの事業者が仲介するのが一般的である。

カーボン・オフセットが広がることによって期待される効果としては、上述の環境省指針によれば、以下のようなものとされる。一つは、温室効果ガスの排出にともなうコス

ト意識を社会に組み込み、「見える化→自分ごと化→削減努力→オフセット」の流れを作り出すことで、低炭素社会のバックボーンを形成し、カーボン・ニュートラルへ、さらにはカーボン・マイナスへとつなげていく機運を醸成するということである。そして、もう一つは、NPO/NGOや企業等が国内外で実施する、再生可能エネルギーや省エネルギー技術・設備の導入、森林整備や植林といった、温室効果ガスの排出削減・吸収に資するプロジェクトや活動に対して資金面で貢献することにつながるということである。

### 3.カーボン・オフセットの課題

カーボン・オフセットは、温室効果ガスの直接的な削減策ではないことから気候変動問題の根本的な解決方法ではないものの、既述のように、気候変動問題への対応と各自の削減努力の必要性への認識を高めるとともに、排出に対するコスト意識を付与することで、削減に向けたインセンティブを提供し得る手法である。カーボン・オフセットがこうした効果を発揮して、環境十全性（environmental integrity）の確保につながるものとなるためには、まず何よりもその仕組みが信頼に足るものでなければならぬ。

信頼性確保に向けては、次のよう

な条件を満たすことが課題となる。すなわち、①オフセットの対象となる活動にともなう排出量が一定の精度をもって算定されること（正確性の確保）、②オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトによる削減量・吸収量が実質的なものであり、客観的に検証可能なものであること（確実性と検証可能性の確保）、③いったん削減・吸収された排出量が再び大気中に放出されないこと（永続性の確保）、④当該プロジェクトが実施されてはじめて可能になった削減・吸収であって、既存の他の施策等によっていづれにせよ実現されるはずであった削減・吸収ではないこと（追加性の確保）、⑤クレジットの流れが追跡可能で、同一のクレジットが複数回にわたって用いられる（ダブルカウントがなされる）ことがないよう、当該クレジットの所有と使用を厳格にコントロールできること（実施可能性の確保）があげられる。

こうした点に留意しながら、より信頼性の高い仕組みを構築していくことをとおして、すでに広がりを見せつつあるカーボン・オフセットの取り組みを気候変動政策における有効なツールとしてさらに成長させていくことが望まれる。

# わが国におけるカーボン・オフセットの取り組み状況

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 室長補佐 塚本愛子

地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわる深刻な問題の一つであり、早急な対策が必要とされている。わが国の温室効果ガス排出状況を見ると、2008年度は12億8,600万tとなっており、1990年比で1.9%の増加となっている。経済状況の悪化等により前年度と比較して6.2%の減少となっているものの、京都議定書におけるわが国の目標達成のためには、現状よりも大幅な排出削減が必要不可欠となっており、産業、運輸、業務、家庭といったあらゆる分野において、市民、企業等の社会の構成員が主体的に排出削減を進めていくことが急務となっている。

このような主体的な取り組みを促進するための手法の一つとして、近年、「カーボン・オフセット」が注目されており、わが国において、カーボン・オフセットの仕組みを利用したと思われる取り組みは、報道発表されたものだけでも累積で平成22年10月末現在約1,000件把握されている。

## 1.カーボン・オフセットの推進

このような中、環境省では、2008年2月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を策定するとともに、同年4月にカーボン・オフセットフォーラム（J-COF）を立ち上げ、民間事業

者や地方公共団体、市民等に対する相談・支援、情報提供事業を開始した。2008年9月以降、カーボン・オフセットの取り組みに関する透明性の確保や信頼性の構築のため、「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」を策定し、2009年4月には、(社)海外環境協力センターにおいて、これらのガイドラインや認証基準に基づくカーボン・オフセットの取り組みを認証し、認証ラベルを発行する制度が開始され、これまでに40件が認証されている。

## 2.カーボン・オフセットモデル事業の実施

環境省では、カーボン・オフセットの取り組みの普及を図ることを目的に、市民、企業等による主体的な排出削減努力、具体的な地球温暖化対策を誘発しモデルとなる取り組みを選定する「カーボン・オフセットモデル事業」を平成20年度から3年間実施している。これまで、日本郵便のオフセット葉書など27件の取り組みが採択されている。

2008年10月9日には、環境省と英国の環境・食料・農村地域省(Defra)

との間で、カーボン・オフセットの推進に向けた情報交換の強化を図るための協力宣言文を締結した。この協定を受け、2010年3月16日「カーボン・オフセットと排出量取引に関する日英ワークショップ」を開催し、英国エネルギー・気候変動省(DECC)の市場メカニズム担当官や国内の専門家による議論が行われ、関連機関同士の経験の共有や国や民間事業者同士の交流などの重要性が確認された。

## 3.オフセット・クレジット(J-VER)制度とは

これまで、カーボン・オフセットでは、主に京都メカニズムクレジット(特にCER)を用いるのが一般的であったが、近年、カーボン・オフセットの取り組みを行う事業者等から、国内の温室効果ガス排出削減・吸収量を用いたいというニーズが高まってきたことを踏まえ、2008年11月に、国内の温室効果ガス排出削減・吸収活動から生じる排出削減・吸収量をカーボン・オフセット等に用いるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」を創設した。

本制度によるクレジットの発行は、市場における信頼性を確保するため、ISO14064-2、3及びISO14065に準拠する制度文書に基づいて実施され

■図-1 J-VER制度のフロー



ている (図-1)。

また、本制度で促進支援すべきプロジェクトの種類を予め特定し、リスト化(ポジティブリスト)し、方法論・適格性基準等を公表している。これにより、プロジェクト実施事業者は、自らが実施しようとするプロジェクトがポジティブリストに掲載され、適格性基準を満たしていることを確認できれば本制度に参加することができる。2010年11月現在、排出削減系プロジェクト22種類、森林吸収系プロジェクト3種類、非エネ系プロジェクト1種類が掲載されている。

2010年10月31日現在、オフセット・クレジット(J-VER)制度に登録されているプロジェクトは、41件となっている。また、認証された23件のプロジェクトから27,017t-CO<sub>2</sub>のクレジットが発行されており、制度発足当時(2008年)1,938t-CO<sub>2</sub>であった発行量が、10倍以上に増大した。今後も、森林吸収系のクレジットを中心に認証・発行増加が見込まれており、J-VERを活用したカーボン・オフセット商品やサービスの新たな展開が期待される(図-2)。

#### 4. 都道府県J-VERプログラム認証

本制度の全国的な普及を目的として、都道府県が運営するクレジット認証制度等のうち、本制度と整合しているものと認められるものを「都道府

■図-2 プロジェクト登録状況(2010年10月現在)



県J-VERプログラム」として認証する「都道府県J-VERプログラム認証」を2009年12月からスタートさせた。

都道府県J-VERプログラムより発行されるクレジットは、J-VER認証運営委員会により認証・発行されるJ-VERと同様にJ-VER登録簿に発行される。クレジット種別を分けることにより、異なる認証主体が発行するものであることを明確化しているが、それ以外の保有・移転・無効化等J-VER登録簿上の取り扱いは、J-VERと同様となっている。現在、新潟県、高知県が認証されている。

#### 5. オフセット・クレジット(J-VER)制度普及のための取り組み

2008年度より、J-VER制度を活用して市場ニーズの高いオフセット・クレジット(J-VER)を創出するプロジェクトのアイデアをモデル事業として募集し、対象プロジェクトの拡大を図っている。また、制度の普及啓発とプロジェクト案件の創出を目的に、全国説明会の開催や、プロジェクト実施事業者等の負担軽減のために、①申請書作成支援、妥当性確認支援、②モニタリング報告書の作成、検証受検支援を行っている。

平成21年度第二次補正事業において、農林業や中小企業等における新たな排出削減・吸収分野を開拓するために、J-VER制度を活用する事業者に対して設備投資への補助も行っ

ている。

#### 6. 今後の展望

カーボン・オフセットは、温暖化対策中期目標の25%削減を国民レベルで推進していくため、平成22年1月14日より開始された「チャレンジ25キャンペーン」や「国等による環境物品等の調達」の推進等に関する法律(グリーン購入法)に位置付けられるなど、取り組みの一層の定着が予想される。

一方、オフセット・クレジット(J-VER)制度については、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、中小企業等の低炭素投資策として位置付けられており、重要な温室効果ガス削減の取り組みの一つとして促進されている。

このように、カーボン・オフセットは、国・地方自治体・NGO/NPO・民間事業者・市民が取り組む温暖化対策の有効な手段であると同時に、温室効果ガス排出削減・吸収活動に資金面で貢献するための仕組みであり、J-VER制度を活用することにより、これまで海外に投資されていた資金が国内で還流し、地域経済の活性化、国内の雇用確保といった効果も期待される。今後、環境と経済を両立するための重要な仕組みとして、他の温暖化対策関連施策の動きとも連動した更なる発展が望まれる。

## 横浜市のカーボン・オフセットへの取り組み

取材協力：横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 担当課長 関森雅之  
担当課長 吉田 肇  
関 浩二

横浜市は、平成20年1月に横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）を策定し、有効な制度や仕組みの構築などさまざまな取り組みを進めており、カーボン・オフセットの導入・推進もその取り組みの一つである。

政府から環境モデル都市にも選定され、脱地球温暖化に向けて積極的かつ先進的に活動している横浜市地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課からお話をうかがった。

### 1.カーボン・オフセット導入の背景

CO-DO30では、2004年度比で2025年度までに一人当たりの温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）を30%以上削減、2050年度までに60%以上削減という目標を掲げている。ここでは「生活」、「ビジネス」、「建物」、「交通」、「再生可能エネルギー」、「都市と緑」、「市役所」の7分野で具体的な政策方針を立てており、その方針の中でカーボン・オフセットの導入を進めることとしている。

CO-DO30を実行するにあたり、横浜市は市民へのサービス提供を前提としたコーディネーターとしての役割を明確にしながら、以下の5つの取り組みを行っている。

- 1.推進本部の設置
- 2.施策の具体化に向けた議論の場づくり
- 3.条例の制定の検討等
- 4.市民・事業者・行政の協働
- 5.国内外の先進的な都市等との連携と情報発信

「平成20年に地球温暖化対策事業本部を設置して以来、東京都市大学環境情報学部の伊坪徳宏准教授と連携し、まずは地球温暖化対策事業本部の関与するイベントや会議等におけるCO<sub>2</sub>排出量を把握することから始め、他部局主催のイベント等への展開を図るなど、少しずつ着実にカーボン・オフセットの事例を重ねてきました。カーボン・オフセットの一層の普及に向けて、現在マニュアル作成を検討中であり、区民まつりや運動会などといった地域への普

及、民間企業主催のイベントでの協業といった企業への普及を目指し、さまざまな取り組みを進めています。」（①参照）

### 2.事例1～APEC横浜開催

平成20年度から小さなイベントでのカーボン・オフセット事例を積み重ねてきた横浜市は、平成21年には、横浜開港150周年の記念事業として開催された「開国博Y150」といった大規模なイベントにおいてもカーボン・オフセットを実施した。

また、平成22年11月7～14日に横浜で開催された「APEC横浜」の開催期間中の会議場（パシフィコ横浜）と会議場周辺のホテルでの電力・ガス・水などの使用にともなうCO<sub>2</sub>排出量についてCDMプロジェクトにより発行された京都メカニズムクレジット（CER）を購入し、715tをカーボン・オフセットする計画である（図-1）。

具体的には、市民による「はまっ子ども The Water」購入と子供に

■図-1 「APEC横浜」におけるカーボン・オフセット



#### ①Yokohamaエコ活。

家庭における温室効果ガス削減が重要視されるなか、CO-DO30の更なる推進を図るため、日常生活で誰もが気軽に参加できる「身近なエコ活動」の輪を広げていくことを目指した新キャンペーン「Yokohamaエコ活。～あなたの毎日に、エコをプラスしよう。～」を2010年よりはじめている。

#### ②地球温暖化対策計画書制度

横浜市では、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者と横浜市が相互に連携を図りながら、温室効果ガスの排出の抑制等に向けた取り組みを計画的に進めている。やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度への誘導もしていることも横浜市の特色である。

■図-2 市内の小学生による「環境絵日記」



■図-3 水源地の自治体と連携し、森林資源を活用したカーボン・オフセット事業



横浜市地球温暖化対策事業本部ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/>

よる「環境絵日記」応募が、カーボン・オフセットの原資となる取り組みである。

(1) 横浜市オフィシャル・ウォーター「はまっ子どうし The Water」

平成22年7～11月の販売本数に応じて売り上げの一部で、1本につき1kg-CO<sub>2</sub>のクレジットを購入し、APEC横浜開催のカーボン・オフセットに使用した旨を明示して、日本政府の償却口座に移転（寄付）する。70万本の販売により700tを相殺する計画である。

(2) 「環境絵日記」

環境絵日記実行委員会が費用負担し、横浜市内の小学生等からの応募作品1枚につき1kg-CO<sub>2</sub>のクレジットを購入し、APEC横浜開催のカーボン・オフセットに使用した旨を明示して、日本政府の償却口座に移転（寄付）する。今回、約1万5千作品の応募があり15tを相殺する予定である（図-2）。

3.事例2～山梨県道志村との連携

横浜市は水源地である山梨県道志村、山梨県と連携し、農山村地域の森林資源を活用したカーボン・オフ

セット事業を展開している（図-3）。

横浜市では、地球温暖化対策計画書制度（②参照）を平成22年4月に改正し、市内事業者の排出量の報告時に、森林による吸収量を調整後排出量の算定に活用できるようにし、山梨県の認証制度（やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度）もその対象となるようにした。

「単にCO<sub>2</sub>削減で終わるのではなく、CO<sub>2</sub>削減を介して地域の活性化も期待できます。また道志村への森林体験ツアーの実施によって人と人との交流を深めるなど、心の部分も大切にしていきたいと思います。」

4.今後の課題

(1) 行政としての費用負担

「カーボン・オフセットで何にお金がかかるかを明確にした上で（排出削減量の調査、クレジットの購入）、費用負担のあり方について検討する必要があります。市としてこの費用を予算科目として扱えるかどうかも課題です。これまでは直接費用を支払うのではなく、イベントであれば運営を委託する業者が負担したり、入場料に上乗せをしたりする例がありますが、いずれにしても市

が予算計上してどんどんオフセットを進めればよいということではなく、各主体がどのように費用負担を分かち合うかを考えていくことが重要です。」

(2) 普及に向けた課題

カーボン・オフセットの考え方そのものがまだ普及途上であることから、イベントで取り組む場合など、主催者や参加者に十分に理解してもらうことが必要である。

「横浜市においてカーボン・オフセットが広く普及するまでは、市が先導的にお手本となるように牽引していかなければいけません。市民や企業がカーボン・オフセットに積極的に取り組もうとする時に、敷居の高い仕組みであってはけません。排出量の算定などにあたったの信頼性や厳密性を保ちつつ、一定の自由度をいかにして保つか、そのバランスが重要と考えます。」

5.まとめ

「温室効果ガスの削減は、気持ちがないと進みません。『市民だけが実施する』、『企業だけが負担する』という仕組みではなく、市民や企業の皆さんが『いいものだ』と賛同でき、かつ積極的に参画できるような使い勝手の良いカーボン・オフセットの仕組みづくりを目指し、横浜市は試行錯誤しながらその具現化に向けて検討を進めているところです。」

取材を行った横浜市では、市長の林文子氏が提唱する、「10年後の市政はこうありたいという『おもてなしの心』」を行政のスタンスとして、先進的で市民の使い勝手が良い地球温暖化対策への取り組みをすすめている。（編集委員：岩本亮介／三島成久）

## CO-Netと鹿島建設(株)の取り組み

取材協力：鹿島建設株式会社 環境本部地球環境室 次長 三浦一彦

カーボン・オフセットを持続可能な取り組みとして推進していくためには、企業等の理解の促進や市場の醸成が必要である。「カーボン・オフセット推進ネットワーク（以下、CO-Net）」は、カーボン・オフセットに取り組む民間企業同士の横のつながりを強化し、カーボン・オフセットの更なる推進を目指して、（社）海外環境協力センターが事務局となって2009年4月に設立された。CO-Netの理事社でもある鹿島建設(株)の三浦一彦氏から、その活動の状況についてうかがった。また、企業の先進的な事例として同社の取り組みについてもお話しいただいた。

### 1.CO-Netの活動状況

CO-Netは、意欲的な会員企業に支えられ、設立以来一年半余りの間に、すでに9回のカーボン・オフセット推進委員会と6回のGHG排出削減・吸収プロジェクト推進委員会を開催するなど、非常に活発な活動を展開している。各々の会員が制度や仕組みについて理解を深め取り組みを進めるだけでなく、カーボン・オフセットに関する需要の喚起や市場形成の促進、カーボン・オフセット商品・サービスの開発や信頼性向上の支援、信頼性の高いクレジットを生み出すGHG排出削減・吸収プロジェクトの創出支援、各制度との連携やカーボ

ン・オフセット活用拡大に向けた提言等を行ってきた。

また委員会は、環境省や林野庁などの担当部局に制度の概要や運用状況について講演を依頼するなど、制度の組み立て側である関係省庁との奇譚ない意見交換により、J-VER制度の醸成にも一役買っている。「行政と民間との距離を縮めるのも一つのねらいです。制度をつくるのは行政でも、出資し、運用するのは民間です。双方の意見交換がないと、うまく機能する制度はできません。」三浦氏はこの点を強調した。

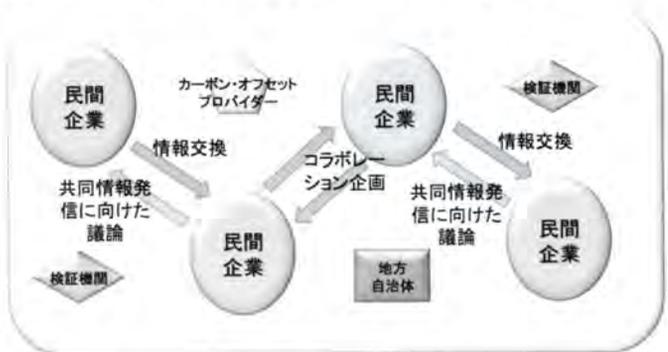
### 2.CO-Netの会員企業や自治体

CO-Netの会員は現在、理事15社、監事2社、一般会員53社と、17の自治体で構成されている。

会員企業は、クレジットを作る企業、これを買ってオフセットする企業、取り組みを検証する検証機関、クレジットを仲介するオフセット・プロバイダーのいずれかである。このなかではオフセットをする、またはオフセット関連商品を売る

企業の割合が多い。また、これらの活動を支援するオフセット・プロバイダーも多数参加している。こうしたオフセットの種類としては、消費者が商品やサービスを購入するごとに一定量のCO<sub>2</sub>をオフセットする「自己活動オフセット支援」がもっとも多く、飲料、文房具、衣料品等、対象商品・サービスは多岐にわたっている。また、商品の製造や利用、サービスの利用により排出されるCO<sub>2</sub>の一部または全部をオフセットする「商品使用・サービス利用オフセット」も、その対象はさまざまだが、交通機関や自動車、旅行など、算定しやすい移動による排出量をオフセットするものが多くなっている。「『低炭素社会』という機運を逆風ではなくビジネスチャンスと捉えている企業が積極的に取り組んでいます。オフセットという付加価値をつけることで他社の商品やサービスとの差別化を狙っているのです。」

■図 カarbon・オフセット推進ネットワーク会員の連携イメージ





第6回GHG排出削減・吸収プロジェクト推進委員会の様子



吸収プロジェクトとして登録された福島の社有林

一方、排出削減や吸収プロジェクトの実施は企業の社会的責任（CSR）として取り組んでいる場合が多く、鹿島建設もその一つである。

いずれも、地球温暖化対策基本法成立後の「キャップ・アンド・トレード方式」が実現すれば、クレジットの需要増大が予測されることも、取り組みの追い風になっている。

なお、自治体では吸収プロジェクトを推進している場合が多いが、これは林業や地域の振興といった側面が強い。

### 3.鹿島建設の排出削減・吸収プロジェクト

鹿島建設では、社有林を利用した吸収プロジェクト、バイオディーゼルや食品残渣のメタン発酵によるグリーン電力発電といった排出削減プロジェクト等を進めている。今回は、J-VERプロジェクトとして認証を受けている社有林の整備プロジェクトについて詳細をうかがった。

「社有林のプロジェクトは宮崎と福島との2箇所です。宮崎では、もともとグループ会社に管理を委託していた人工造林地の整備事業をJ-VER制度に適用しました。一方、福島では『広葉樹を魅せる林業』を目指しています。現在認証されている吸収プロジェクトの多くが吸収量の多いスギ・ヒノキなどの人

工造林地の間伐事業ですが、生物多様性を考えると、広葉樹林も整備されてほしい、という願いを込めて取り組みました。今では、春にさまざまな花が林床を飾ったり、鳥類が訪れたり、気持ちのいい落葉広葉樹林になっています。同じような広葉樹林を持っている企業からの問い合わせも受けています。」

排出削減や吸収プロジェクトでは、発行されたクレジットと事業費を天秤にかければ大きく事業費に傾く。こうしたギャップを少しでも埋めていくために、クレジットや事業に、「生物多様性」等、更なる付加価値をつけていくことも重要である。間伐材の活用や生物多様性の保全・評価のあり方など、今後の課題も多いが、先行的に事業を牽引してきた三浦氏の言葉は明るく力強い。

鹿島建設では、事業により発行されたJ-VERは自社の活動のオフセットに活用する。建物環境性能評価（CASBEE）でもカーボン・クレジットの活用が認められるようになり、また、同社が早期実現を目指すゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）に向けての最後の砦としても期待されている。

### 4.わが国のカーボン・オフセットの展望

これまで、クレジットといえば海外から購入する京都メカニズムクレ

ジット（CER）がほとんどであったが、J-VER制度が創設されてから、国内の排出削減・吸収プロジェクトが続々と登録されている。わが国の国土の6割以上を覆う広大な森林の大半は人工造林地か二次林で、整備により吸収量の増大が見込まれる場合が多く、現在取り引きされているクレジットの多くが国内の吸収プロジェクトで賄える可能性がある。

しかし、カーボン・オフセットがビジネスとして成立するためには、まだカーボン・オフセットの認知度が低い。CO-Netはさまざまな主体に働きかけることで現状の改善に取り組んでいるが、「低炭素社会」を目指す行政への期待も大きい。

### 5.JEAS会員へのメッセージ

最後に、会員へのメッセージをいただいた。「まず、制度とそのメリット・デメリットをしっかりと理解してください。地域づくりのような活動のなかでは、吸収プロジェクトといった制度を組み込んでいくことで、地方が中央とつながったり、活動の一つの動機付けになったりする場合もあると思います。」自然環境保全の現場では、順応的管理の体制づくりが課題となる場合が多い。オフセット・クレジットも一つのツールとして活かせる可能性があると感じた。（編集委員：高木圭子／塚本 篤）

## 「美しく、安全で、いきいきした海岸」は、 「流砂系の総合的土砂管理」から

1999年に海岸法が改正されたが、これを議論するために設置された海岸管理検討委員会の最終回の閉会近くになって、委員の一人からこの検討会の目玉は何なんだろうか、と言う疑問が寄せられた。その機会を捉えて著者が提案したのが「美しく、安全で、いきいきした海岸」というフレーズである。

「美しく、安全で、いきいきした」は著者が常々考え方や行動の規範としていたものであり、その後ろには「国土」を始めとして様々な言葉につながる。

私の学生の頃から河川には治水、利水、親水と言う言葉があった。それに学んで、著者は海岸について、自然・生態、安全・防災、開発・利用という3つのカテゴリーを用いて整理していた。そして、それをコピーにしたのが「美しく、安全で、いきいきした海岸」である。

1956年に海岸法が制定された際には、高潮・津波に頻繁に襲われていたために、安全・防災の差し迫った必要性が極めて高く、法律の目的には防護のみが書き込まれていた。



航路浚渫土砂によって復元された塩性湿地  
 (米国サンフランシスコ湾)

しかし、海岸は様々な機能を有している。海岸は陸と海との境界地帯であり、また地圏、水圏、大気圏の接する領域とも言えることから、環境傾度が大きい、すなわち環境の変化が著しい独特の場を提供する。このため、生態系にとって不可欠な場となっている。その基礎として、水と酸素が豊富で、海底にも太陽光が届く環境であるために、光合成による一次生産が極めて活発であり、それが餌となって生態系へのエネルギー供給を支えていることがある。そして、様々な魚類の産卵・孵化・成長の場として、鳥類の採餌場として、代替不可能な生息場となる。海域だけではなく、陸域も海岸付近に

東京大学副学長・大学院新領域創成科学研究科 教授

### 磯部 雅彦

■執筆略歴

- 1975年 東京大学工学部土木工学科卒
  - 1981年 工学博士(東京大学)
  - 1983年 横浜国立大学工学部土木工学科助教授
  - 1992年 東京大学工学部土木工学科教授
  - 1999年 東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻教授
  - 2005年 東京大学大学院新領域創成科学研究科長(2007年3月まで)
  - 2006年 東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授(現職)
  - 2009年 東京大学副学長
- 土木学会副会長、科学技術術審議会海洋開発分科会委員、総合海洋政策本部参与、環境省閉鎖性海域中長期ビジョン策定に係る懇談会委員、東京湾の環境をよくするために行動する協会会長など

は独特な植物が繁茂するとともに、ウミガメの産卵に象徴されるように、生物種的生活史の中で、ごく限られた期間であっても不可欠な場となっているものも多い。

また、人間の利用面での海岸の重要性も大きい。海水浴などのレクリエーション利用もあれば、港湾・漁港・工業用地から発電所・空港まで様々な生活・産業関連活動での利用が国力を支えている。

委員会でも3つのカテゴリーの機能の議論を重ねていたことから、先のフレーズの提案となり、それが最後の一瞬でタイトルとなり、1998年12月に報告書がまとまった。そして、改正海岸法では法律の目的が防護、環境、利用となった。

そうは言っても3つの目的は互いに相反する場合も多いから、なかなか実現はたやすいことではない。しかし、広い砂浜があることはすべてにとって好都合な面が多いのである。砂浜に成立する独特な生態系がある。砂浜をレクリエーションの場として利用することもできる。また、時化のときには高波を沖で碎波させて、海岸に打ち寄せる波のエネルギーを吸収することにより、高潮の被害を軽減することができる。砂丘があれば津波に対しても災害を軽減する効果がある。

海岸侵食を止め、砂浜を維持するとなると、砂の収支をバランスさせることが不可欠である。そこで、土砂管理が必要ということに

なる。河川審議会の下に総合土砂管理小委員会が設置され、山地、河川、海岸を通した国の部局が参加して、総合的な土砂管理について議論されることになったのが、上述の委員会の少し前である。そして、1998年7月に報告書を取りまとめた。

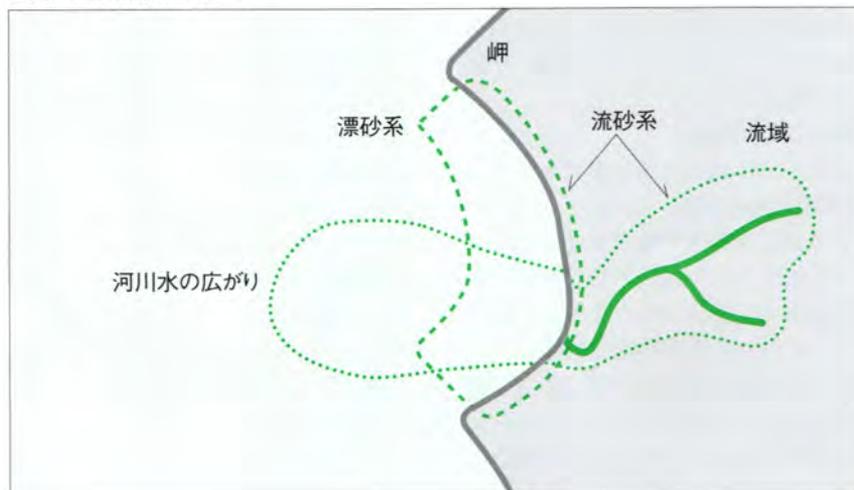
ここでの議論のポイントは、山、川、海をつないでいかに土砂を管理すべきか、その際に土砂の総量だけでなく、粒径にも配慮すべきであるということであった。その時、河川を流れる土砂には流砂という言葉が使われており、海岸を流れる土砂には漂砂という言葉が使われていることから、両方を合わせた土砂移動の範囲を表す言葉がなかった。そこで、「流砂系」

という言葉を作語した。最初は土砂系という言葉を使い出したのだが、どうも響きが悪いので、その次の委員会までに考え直し、改めて「流砂系」を提案した。この造語には消極的な意見もあったのだが、河川局長の方が応援してくれて、取り入れられたのを記憶している。

昨年（2010年）は生物多様性に関するCOP10が名古屋で開かれ、その減少を食い止めるための議論がなされた。生物多様性を回復するためにできることで最も重要なことの一つは、生物の生息環境を整えることであろう。生息環境には地形が支配的な要素である。地形を形作るのは土砂であり、そのためには流砂系の総合的な土砂管理が欠かせない。土砂は貴重な資源である。

今や流砂系の総合的な土砂管理は河川・海岸管理の中で重要課題となっており、天竜川を手始めに従来には考えられない大規模な土砂供給の増加が実現しつつある。今後、このような事業により、海岸侵食を食い止めて、地球温暖化による海面上昇にも適応する、美しく、安全で、いきいきした海岸を実現したいものである。

■図 土砂循環のイメージ



# JEAS 環境アセスメント士 紹介

このコーナーは、各支部の推薦により環境アセスメント士を紹介しています(五十音順に掲載)。

JEAS  
in  
Hiroshima

## 環境アセスメント士になって

復建調査設計株式会社は、主に西日本に支社・事務所を配置し(東京以北では仙台、札幌、海外ではミャンマーに事務所があります)、地盤環境、防災、空間情報、社会基盤整備、環境、計画・建築、交通計画などの分野を中心に、総合建設コンサルタントとして業務を行っています。



復建調査設計(株)  
TEL.082-506-1837  
<http://www.fukken.co.jp/>

このうち、環境分野は、水圏環境、新エネ・資源循環、空間創造(生活環境系の調査・予測・保全計画等)、生物環境の4つの課から構成され、本社の広島を拠点に、東京、大阪、福岡にサテライトオフィスを設けています。

私は入社後、主に港湾事業、廃棄物処理事業、道路事業等に係る環境影響評価業務を担当してきました。現在は、環境技術部空間創造課の一員として、本社広島で環境影響評価業務、環境保全計画検討業務などを行っています。

環境アセスメント士の筆記試験では、私が経験した条例アセスを題材に、コミュニケーション(住民が理解しやすい説明資料の作成等)に係る課題及び解決策等について記述しました。

本資格取得後は、本資格が受注の資格要件に指定されている業務の機会がなかったこともあり、対外的なアピー

生活環境部門(H17年)  
大下 茂



ルになっていない状況ですが、自分自身の発言・行動に対する責任感が強くなり、自己研鑽意識の向上につながりました。

また、社内では、プロポーザル作成において、環境配慮事項等に関する相談を受けることが多くなったと感じています。さらに、環境アセスメント士取得に向けた取り組みが、その後の技術士(建設部門/建設環境)合格にもつながりました。

最後に私事ですが、わが家では妻が家庭菜園、息子がカブトムシの飼育に熱中しています。理科離れが懸念されている現在において、理系一家?で頑張っています。今後も私が生活環境部門、妻と息子が自然環境部門?の技術者として、家族一体で資質の向上に努めていきたいと考えています。

JEAS  
in  
Hiroshima

## 環境アセスへの思い

### 【会社紹介】

中電環境テクノス株式会社は、中国電力グループとして火力・原子力発電所の環境保全設備や発電に必要な付属設備の運転、化学分析、環境調査、海運など、環境分野を主体とした技術と幅広いサービスを提供しています。

私が所属する環境部環境調査グループでは、①環境影響評価法などに基



中電環境テクノス(株)  
TEL.082-242-0291  
<http://www.e-ckt.jp/>

く各種手続き、環境調査などの総合コンサルタント、方法書、準備書、評価書など各図書作成、②水質、底質、海生生物、大気、騒音・振動、農作物・樹木、社会環境などの調査及び解析、③環境調査計画資料の作成、環境用語集の作成やパソコンによる作図、作表などの業務を行っています。

### 【携わっている業務】

私は、入社以来約30年間にわたって環境調査業務を担当しており、主に火力、原子力発電所の建設などの環境アセスメントにおける海域の水質、底質、海生生物調査に携わってきました。近年では、これらの業務の他に、テレメータによる大気汚染物質の連続測定業務なども行っています。今後も、いろいろな業務に携わり、環境分野の幅広い知識を習得したいと思っています。

### 【環境アセスへの思い】

自然環境部門(H20年)  
下西 孝



私は自然と触れ合うことが大好きで、子供の頃(昭和30年代)は、カブトムシ、クワガタ、フナ、トンボなどを捕ることに熱中していました。しかし、開発が進むにつれ、これらの生物の生息場所が減少し、以前ほど簡単には捕れなくなってしまいました。「開発」による「生息場所の減少」という事実を子供の頃に体験し、環境アセスメントの重要性を認識しています。

環境アセスメントがこれまで以上に十分に機能し、「開発」と「生物多様性の維持」という相反する課題を克服し、100年後も生物多様性が維持されることを願っています。また、環境アセスメント士として微力ではありますが、「開発」と「生物多様性の維持」の両方に貢献していきたいと考えています。

JEAS  
in  
Nagasaki

## 環境アセスメント士資格に対する期待

西部環境調査株式会社は九州の西の端、長崎県佐世保市の東部に位置する三川内地区の佐世保テクノパーク内に本社があります。

当社は陸域調査部門、海域調査部門、分析・解析部門の3部門で構成され、幅広い環境分野に取り組んでいます。陸上・海域両部門ともに物理環境分野、生物分野及び化学分野の専門スタッフ



西部環境調査(株)  
TEL.0956-20-3232  
<http://www.serc.jp/>

をそろえ、多角的な調査・解析・評価を実施しております。

わが社では、「地球的に考え、地域的に行動しよう」というWHOのテーマを掲げ、「グローバルに考え、ローカルに行動する」をモットーに、「顧客の満足のため、顧客ニーズの追求に努め、環境調査で社会に貢献する企業を目指す。」をISOの品質方針とし、自然界の現象を適正・的確に計量・調査・研究し、適切なアセスメントを行うことにより、長期的な環境保全の「みちしるべ」を提示できればと考えながら業務にあたっております。

私が環境アセスメント士を受験した理由は、開発で失われる自然・野生生物を保全する仕事にもっと携わっていききたいという思いからでした。

しかし、残念ながらこれまで環境アセスメント士の資格を活用できたのは、

自然環境部門(H17年)  
中原泰彦



1例のみときわめて少ないのが現状です。私は

技術士(建設部門/建設環境)を取得しており、こちらは管理技術者の資格要件として頻りに採用されています。環境アセスメント士の資格に対する認知度、信頼性がより一層高まることを願います。

環境アセスメント士の継続教育(CPD)制度では、5年間で250単位を取得することが更新の条件となっています。CPDの取得は、私にとっては予想以上に厳しく、高いハードルでした。

CPDによる更新制度は、技術士には現在のところ存在しないため、環境アセスメント士の信頼性向上へのアピールポイントとなると考えられます。間近に控える更新がそのよい機会となり、環境アセスメント士の活躍の場が大きく広がっていくことを期待しています。

JEAS  
in  
Aichi

## 「技術士」取るなら「アセス士」も

生活環境部門(H17年)・自然環境部門(H18年)  
吉田 謙



私の勤務する株式会社テクノ中部は、名古屋市に本社がある中部電力グループの会社です。事業としては、環境調査・測定・分析の他、発電所における各種設備の運転・管理、発電所燃料の荷役・通関、石炭灰の販売、海事コンサルタント等多岐にわたります。

このうち環境技術部門は、会社設立以来30年以上にわたり、環境アセスメ



(株)テクノ中部  
TEL.052-614-7167  
<http://www.techno-chubu.co.jp/>

ント、水質・生物・大気・騒音等の各種環境調査、測定・分析及び研究を実施してきており、環境に関して幅広く豊富な実績があります。特に、魚類等水生生物の行動把握やモニタリングに有効な、バイオテレメトリー技術は、誇ることでできる技術の一つです。

私は、平成3年に入社以来、カジメ類・ガラモ類の藻場造成、発電所へのクラゲ流入防止研究、発電所へ流入した海生生物の有効利用調査、海域・河川の水質・水生生物調査、発電所関連の海域モニタリング等、水域の各種環境調査・研究に携わってきました。

また、業務の傍ら自己研鑽にも励み、技術士(水産部門・建設部門)、環境計量士(濃度関係)等の国家資格を取得しました。環境アセスメント士については、平成17年度に生活環境部門、18年度に自然環境部門と、両部門を取

得しております。取得のための勉強について

は、技術士の受験時期とほぼ重なっていたので、環境影響評価の基本を一通り再確認する程度でしたが、何とか合格できました。現在あるいは近い将来技術士取得を目指している方、ぜひ環境アセスメント士にもチャレンジして、一兎のみならず二兎も三兎も得てください。

名刺に環境アセスメント士を入れて4年以上になり、客先等から資格について尋ねられる度にPRをし続けています。まだ認知度の低い資格ですが、資格の認知度や信頼性の向上に少しでもつながればと思います。

今後とも微力ながら、自己研鑽と業界・資格のPRに努めていきたいと思っております。

## 研究部会発表会

平成22年度第2回公開セミナーが、東京グリーンパレスにて開催された。今回は協会研究部会による最近2か年の研究報告である。

期日 平成22年9月3日

### 1. 自然環境影響評価技法研究会報告

自然環境分野の効果的・具体的な環境保全措置を検討するため2002～2009年に行われた「生態系の定量的予測・評価に関する研究」が報告書としてとりまとめられた。

研究では、本年10月に開催されるCOP10やSEAなどの動向や環境省との意見交換により「定量的予測・評価方法に係る情報の共有化」及び「アセスでの生物多様性の評価整理」に取り組むこととし、情報の共有化のツールとしてJEASのホームページでの情報発信の検討が行われ、定量的予測手法に関する用語解説、定量的予測手法の紹介やこれまで研究し作成されたHSIモデル・ケース等を「自然環境の定量的予測手法支援サイト」として開設した。また、生物多様性の評価として、COP10に向けた研究会からの提言と今後の研究テーマの策定がとりまとめられた。

支援サイトは昨年7月から協会ホームページ上に公開されているが、Webブラウザから編集などが行えるWikiを用いたもので、会員の情報で内容の充実が図られることもあり、自然環境分野での課題であった定量的予測・評価の実現と技術の普及に向けより多くの利用を望みたい。

(レポーター：(株)ニュージェック 黒瀬英治)

### 2. 条例アセス研究会報告

同研究会は平成14年度より活動が開始されており、地方自治体及びJEAS会員へのアンケート調査による実態調査の結果が報告されている。今回は前回の成果及び昨年7月に出席した環境省の「環境影響評価制度総合研究会」による事後調査を今後の課題ととらえる旨の報告を受け、「その2」として「チェックリストの作成とより良い事後調査の提言」と題した報告がなされた。

具体的には、事後調査についてサンプルとした自治体の条例等からチェック項目を抽出し作成したチェックリストにより、既存事例から計画書、報告書（工事中、供

用後）を評価し、より良い計画書・報告書の作成上の課題・留意点を検討し、提言としてとりまとめたものである。併せて、追加的保全措置の実施事例も報告された。

研究会は18名のメンバーで構成されており、新しい分野である事後調査技術の習得・向上に対する意欲の高さをうかがわせるものであった。

また、事例を比較的類似点の多い事業で分類した上で分類ごとに解析するなど、今後のアセスに生かせるようにとの配慮が感じられた。

(レポーター：(株)ニュージェック 黒瀬英治)

### 3. 政策課題研究会報告

政策課題研究会のメンバーによる自主的環境影響評価、いわゆるミニアセスに関する報告である。

同研究会では、平成18年度より「ミニアセス」を研究テーマとしてとりあげ、会員からのアンケート方式により集めた情報をもとに「自主的環境影響評価実施ガイドブック素案」としてとりまとめた。

ソースは会員からの62件の事例ではあるが、これまで自主的な環境影響評価の実態を分析したものではなく、事業種類での風力発電施設関係等の実施状況や、住民対応、行政対応での有効性に関する感触など、アセス実務者にとって「知りたい」ことに言及された有用な資料となっている。

米国などに比べわが国の環境アセスメントの実施場面は少ない現状があるが、自主アセスを含んだ環境影響評価の実施動向が、地域の中に環境保全を実現していく大きな契機であることを考えると、ガイドブックという表現ながら事例集をはじめガイドラインに近い内容を備えた本資料の有効活用が期待される。まさに、ミニアセスは環境影響評価の「業務範囲の拡大に十分寄与できる」と考えられるからである。

(レポーター：アジア航測(株) 塚本吉雄)

## 生物多様性センターでの 自然環境情報の提供

講師 環境省自然環境局 生物多様性センター長 水谷知生  
 期日 平成22年9月10日

生物多様性の保全に貢献するための中核的拠点として富士山麓に設置された生物多様性センターでの業務と情報提供について、ご紹介いただいた。

### 1. 生物多様性センターの業務内容

業務は大きく分けて2種類実施されている。一つは「自然環境保全基礎調査」で1973年度から実施され、内容は、植生調査、特定植物群落調査、動物分布調査、干潟・藻場・サンゴ礁調査、海岸調査、河川・湖沼調査、自然景観資源調査、身近な生き物調査等が実施されている。もう一つは「モニタリングサイト1000」で2003年から、全国のさまざまなタイプの生態系（森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、島嶼）に1000箇所程度の調査サイトを設置し、100年以上を目標とした長期継続モニタリングが実施されている。

### 2. 調査データの情報提供について

全国の植生図が提供されているが、動物分布図では調査者の意向等で制約が生じる部分もあり、すべてのデータが提供されているわけではない。また、一部のデータはGIS化も実施されているが、メッシュデータを旧測地系から世界測地系へ変換する作業等が残っている。

### 3. 計画段階でのアセスメント調査の既存資料としてのデータの活用について

調査方法（委託方法）や調査時期がさまざまであるため、データの活用に際しては、調査手法やデータの新旧等について注意が必要である。また、不存在情報としての活用は、誤った活用法である。

### 4. 今後の生物多様性センターでの調査の課題

動物分布調査や沿岸域調査は、委託方法や調査者の確保という点で、過去と同規模での実施は困難なため、実現性のある調査への絞り込みが必要となる。また、継続実施は調査者の育成という観点から非常に重要である。

（レポーター：三洋テクノマリナ（株） 中嶋一郎）

## 琵琶湖の魚と環境 ～魚から環境を考える～

講師 滋賀県琵琶湖環境部滋賀県立琵琶湖博物館 主席総括学芸員 前畑政善  
 期日 平成22年9月10日

琵琶湖の魚類が減った原因のうち生息・産卵環境の劣化と外来種の増加に絞って解説いただき、私たちが魚に限らず、なぜ身の回りの自然とそこにいる生き物を守ろうとするのか、またその意義についてお話いただいた。

### 1. 外来種の影響を考える

外来種の進入と繁殖については多様なケースが見られる。外来生物の定着過程として、爆発的に増加・減少の後、最終的に安定期となるが、生物の多様性が減少した安定期となってしまふ。外来種自体が悪いわけではなく、人為的に外来種を用いて対策を行うことが問題である。

### 2. 魚類の生息・産卵環境の荒廃

河川横断工作物や湖岸道路による魚類等生物の移動の阻害や、内湖、ヨシ帯が干拓、埋め立てにより減少し、産卵環境は荒廃した。水田地帯は生産力が高い産卵場（二次的自然）として、生物が利用していたが、近年では、圃場整備により水辺移行帯が減少し、産卵場が消失した。整備した部分は、元の自然には戻らないが、水田、小溝、溜池などの二次的自然を用いて機能を戻すことが求められる。

### 3. 地域の自然・生き物を守るとはどういうことか

湖国では、琵琶湖の魚をもとにさまざまな文化が発達してきた。生物多様性が失われることで、文化もともに喪失する。身のまわりの自然と文化は渾然一体のものであり、人間も含めて、どの生き物も生態系の一員であることから、人間が自然と関わっていくうえで、どのように折り合いをつけて、生態系への影響を抑えていくかが課題である。生物多様性を保全する意義として、単に貴重種等の生物を保全することを目標として考えるのではなく、生物多様性が失われることで、地域の文化もともに喪失するといった、人間と自然との関わりを念頭において考えていく必要があると感じた。

（レポーター：（株）環境総合テクノス 加村貴志）

## (1) 急速な都市化に伴う上海の環境状況の変遷及び都市生物多様性への影響

講師 華東師範大学環境科学系主任 教授 達 良俊

## (2) 都市環境における生物多様性への取組

講師 京都大学大学院地球環境学 教授 森本幸裕

パネルディスカッション

## (3) 都市における生物多様性確保について

パネラー 華東師範大学環境科学系主任 教授 達 良俊  
 京都大学大学院地球環境学 教授 森本幸裕  
 前愛知県環境部長・あいち産業振興機構 理事長 藤井敏夫  
 名古屋市環境局顧問 加藤正嗣

コーディネーター (社)日本環境アセスメント協会 中部支部長 佐藤正次郎

期日 平成22年10月19日

### 1. 急速な都市化に伴う上海の環境状況の変遷及び都市生物多様性への影響

目覚ましい経済発展を遂げ、急速な都市化が進展する上海市における環境状況の変遷(1983-2005)を大気汚染、水質汚濁、ヒートアイランドの年変化から説明し、都市化による生物多様性への影響を植物種数の調査結果をもとに解説するとともに、環境の改善に向けて、上海市が都市生態学として取り組むべき課題について講演された。

上海市の大気汚染については、工場のばい煙を発生源とするSO<sub>x</sub>濃度は減少傾向にあるが、自動車台数の急激な増加にともないNO<sub>x</sub>濃度が上昇しており、特に都市部において顕著である。水質汚濁については、工業排水量が減り生活排水量が増える傾向にあり、大河川より中小河川の汚濁が著しい。特に農村部では水道水の使用量が増え、中小河川に生活ごみを廃棄する影響が大きい。都市部と郊外部の温度差が拡大するヒートアイランド現象の発生頻度が多くなっている。

上海市で、過去に確認された534種の草本植物は、今回の調査では231種確認されたのみで分布域も減少しており、都市開発が生物多様性に大きな影響を与えている。侵入植物や人工的な植樹の量は増えてはいるが、生物多様性の質を十分に満足している状況ではない。

最近では、上海市も経済発展の弊害として環境影響を認識できるようになり、物質的な成長から人の生存を本位とする考え方に転換し、環境の改善に向け取り組みつつある。経済成長速度を追求せず、協調と持続可能な発展に重点を置くとともに農耕地の保全を見直し、生態系の保全を目標とした三つの生態原則を打ち出している。

都市生態学として生物多様性を確保するために、上海市では生態林と多自然型河川づくりに取り組んでいるが、課題は多い。上海の気候に適応できない外来樹種を街路樹に植え、越冬できずに枯らしたり、大量の殺虫剤が散布され虫や鳥が鳴かない「沈黙の春」を経験してきた。自然を模倣し、優れた環境技術、生態技術を取り入れ、都市の生物多様性の確保に努力したいと結び、上海市での生物多様性の確保に向けた決意を感じた講演であった。

### 2. 都市環境における生物多様性への取組

「なぜ都市に生物多様性が必要なのか」という課題を題材として、「都市における生物多様性とデザイン」ネットワーク国際会議(URBIO2010)で議論された都市生活者への恩恵や「都市の生物多様性指標」の必要性を紹介されるとともに、都市の生物多様性の危機の実態、ハビタット(生息場所)としての都市緑地の役割、気候変動に賢く対応するための生物多様性について講演された。

都市は自然を切り開いた場所であるから生物がいなくても当然であるが、都市にも野生動植物はやってきて、ある種の庭園や鎮守の森や都市デザインなどの人間の都市的な営為が希少種の存続にも貢献している。大規模緑地、小さな緑、日本庭園などは三次的自然といえる。

都市の立地する場所には共通性があり、そこを生息場所とする種の存続には都市のデザインに責任がある。干潟、氾濫原湿地、丘陵地の湧水湿地、エコトーンと緑回廊など、もともとのハビタットになりうる場所のデザインは、都市の生物多様性の確保に重要である。特に、氾濫原の生物多様性の再生は、気温上昇や洪水対応など気候変動への賢い適応である。



自然との日常的なふれあいは健全な人間生活に不可欠であり、都市の生物や自然は生態系サービスとしての経済的価値を持っている。

便利で安全な都市生活が一番であるが、目先の利便性と安全を追求したデザインが、大きなコストとリスクになることもある。堤防は短期的にはリスクを低減するが、長期的には海岸を侵食し、かえって大きな災害を及ぼすこともある。

都市の生物多様性が都市生活者に大きな影響を与えていることと、生物多様性に都市デザインが重要な役割を果たしていることを、数多くの事例をあげ理解しやすく解説され、非常に有意義な講演であった。

### 3. パネルディスカッション「都市における生物多様性確保について」

藤井氏が「COP10後の環境アセスメント」と題し、生物多様性の確保に環境アセスメントを活用するには、戦略的アセスメントの実施、生態系への配慮の充実（HEP手法など、生態系サービス評価方法の確立、生態系情報の体系的整備）、事業者のセルフコントロールから地域マネジメントシステムへとより効果のある運用が必要であると講演された。

加藤氏は「生物多様性は、田舎や途上国の話か？」と題し、名古屋市の自然状況を例として、都市インフラとして自然再生をする必要があり、コンパクトシティ（住宅・店舗・職場を駅そばに誘導し、公共交通に寄り添う土地利用、空き地をまとめハビタットをつなぎ緑地、菜園化をすすめる都市計画）を形成し、土・水・緑再生の必要性について講演された。

上記の講演後、「都市と生物多様性」と「環境アセスの新しい役割」をキーワードとして、各パネラーが意見を述べ、コーディネーターがまとめて終了した。

（レポーター：（財）東海技術センター 高橋孝廣）

## COP10会場、藤前干潟、愛知万博跡地等の見学

期日 平成22年10月20日

今回の野外セミナーはCOP10の開催を記念して企画されたもので、事業変更によって生物多様性が保全された開発事業をテーマに、「藤前干潟」及び「海上の森」などを視察した。

「藤前干潟」ではまず稲永ビジターセンターに入り、環境省の高辻陽介氏から、ごみの埋立予定地であったこの干潟が、ラムサール条約登録湿地として保全された経緯を、ビデオを織り交ぜて解説いただいた。屋外に出ると、干潮を迎えた干潟が眼前に広がり、ミサゴやカモが生き生きと活動する様子は、まさに都会のオアシスである。

その後、COP10に合わせて開催されている生物多様性交流フェアの会場に立ち寄り、世界各国の機関・企業が生物多様性に関する展示を行っているブースを見学し、愛知県瀬戸市の「海上の森」に向かった。

「海上の森」では2班に分かれ、「愛・地球博の環境影響評価」・「海上の森の里山」と題した講演を聴き、「海上の森の会」ガイドの案内で森の中を散策した。

散策では、ガイドの方の熱意に触れ、博覧会の計画地に選定されながら、希少生物の存在や文化的価値の高さから大規模な開発を免れた「海上の森」が百年後も多様な自然を保つには、人の知恵と力が欠かせないと感じた。

講演では、（株）ニュージェックの黒瀬英治氏から博覧会の環境影響評価について、アセス法制化前から、計画段階アセスに通じる先進的な取り組みをし、幾多の技術的な課題を克服したことをうかがい、アジア航測（株）の松沢孝晋氏からは、里山には都市から奥山まで多様な段階があり、息息する生物相も異なっているため、保全の手法も段階に合わせて選ぶことの重要性をうかがった。

干潟から里山までさまざまな土地を巡り、事業変更によって保全された自然を体感することで、環境アセスメントが生物多様性保全に果たすべき役割を再認識した。

（レポーター：（財）岐阜県公衆衛生検査センター 鈴木良樹）

## 「国内クレジット制度」活用に向けて～減CO<sub>2</sub>を考えるセミナー～

### (1) 「国内クレジット制度」について

講師 経済産業省九州経済産業局資源エネルギー環境部環境対策課 課長補佐 山口 透

### (2) 「国内クレジット制度」ソフト支援事業について

講師 環境テクノス（株） 武下明義

### (3) 「カーボン・オフセット事業」について

講師 カーボンフリーコンサルティング（株） 取締役 池田陸郎

### (4) 「減CO<sub>2</sub>活動と企業CSR」について

講師 NPO法人 えふネット福岡 専務理事兼事務局長 藝原典明

期日 平成22年9月24日

#### 1. 「国内クレジット制度」について

国内クレジット制度は、中小企業、農林業、民生部門（サービス業）における排出量削減を促進し、さらに京都メカニズムクレジット購入に充てられていた資金を国内・地域への投資、排出削減に振り向けることを目的としている。この制度は、中小企業等の排出削減事業者が削減事業を行って得た削減量について、公的な認証を受けた後に共同実施者がクレジットを買い上げることによって行われていることが説明された。

事業の申請、承認は幅広い業種で行われており、現時点で認証済の国内クレジットは138件、66万t-CO<sub>2</sub>であること、制度の推進のために、ソフト支援事業として認証手続きに係る助成が行われ、ハード（事業本体）支援として各種の低利貸付金、補助金等の支援策が用意されていることが紹介された。

#### 2. 「国内クレジット制度」ソフト支援事業について

国内クレジット制度のソフト支援事業として、排出削減事業者に対して、排出削減診断、排出削減事業計画作成支援、実績報告書の作成支援を無料で実施している。なお、手続きの金銭的支援としてソフト支援事業者を仲介した審査費用、報告書確認費用の支援もある。また、排出削減事業者と共同実施者のマッチング（紹介、条件調整）も実施している。この制度を利用した2事例について、CO<sub>2</sub>排出量のモニタリングによる新たな負担はごく軽いことが説明された。

国内クレジット制度への排出削減事業者の参加のメリットとして、クレジット売却益の享受とともに、社会へ

の環境面でのPR効果が見込めることが示された。また、共同実施者のメリットとしては、自主行動計画等の目標達成、省エネ法・温対法への対策に反映可能、CSR効果が見込める他、カーボン・オフセットに活用することも可能であることが示された。

#### 3. 「カーボン・オフセット事業」について

国内クレジット制度の活用事例として、事業実施者から共同実施者へ売却した排出削減量の一部を、地域の施設やイベントなどからのCO<sub>2</sub>排出削減量のクレジットとして流通させる地域貢献型のカーボン・オフセットについての提案があった。

事例として、夏祭りの臨時照明等より生ずるCO<sub>2</sub>を地元企業からのクレジット提供によりカーボン・オフセットした事例、商店街のイルミネーションイベントより生ずるCO<sub>2</sub>を酒造会社のボイラー更新によるクレジットで賄った事例が紹介された。

#### 4. 「減CO<sub>2</sub>活動と企業CSR」について

企業と地域の関わりについては、今までは地域とあまり関わらないものであったが、今後は減CO<sub>2</sub>活動、環境配慮意識の社員・家族への啓発、地域との関わり、社会性ビジネスの産業化による知的ビジネスへの業態変革等によって、企業と地域が一体となり、社会、地域貢献を目的としたものとなる必要がある。また、地域側でも、環境配慮意識等の啓蒙を続けることにより地域力（住民が自ら考え創造する智恵と努力により成り立つ力）を高められる可能性があることが示された。

（レポーター：（株）東京久栄 伊賀上孝徳）

## 沖縄県の環境事情

### (1) 沖縄の漂着ごみについて

講師 沖縄県文化環境部環境整備課 課長 下地岳芳

### (2) 地球温暖化に伴う気候変化を踏まえた今後のダムのあり方

講師 内閣府沖縄総合事務局北部ダム事務所 副所長 新垣 哲

### (3) 琉球諸島の生物多様性の保全と活用～石西礁湖自然再生などを通して見えること～

講師 環境省那覇自然環境事務所 所長 奥田直久

期日 平成22年11月4日

沖縄におけるJEASセミナーは、平成13年、平成19年に続き、3回目の開催となった。九州支部から九州・沖縄支部への改名も新たなスタートという気持ちであると平良支部長より挨拶があった。

#### 1. 沖縄の漂着ごみについて

沖縄は、島嶼県で海岸線が長く、東シナ海（大陸側）に面しているため、漂着ごみの問題は、重要な課題となっており、対策が急務となっている。

漂着ごみは、昔は漁具のガラス玉等、再利用できるごみも多かったが、最近はプラスチックごみが主流に変化してきており、医療廃棄物や冷蔵庫等、混在している状況である。また、台風後の流木等も多く、海岸域を覆い尽くすこともある。

沖縄県では、漂着ごみに関する調査研究を平成16年度から本格的に進めており、現在は委員会を設置し、漂着ごみの実態調査、モニタリング調査、普及・啓発活動等に取り組んでおり、地域計画を定め、重点区域の対策を検討している。平成21年7月に成立した「海岸漂着物処理推進法（略称）」では、①処理責任の明確化（外交含む）、②民間団体等との連携・教育、③財政上の措置の3点を柱に、取り組みを推進している。

#### 2. 地球温暖化に伴う気候変化を踏まえた今後のダムのあり方

平成22年6月に沖縄総合事務局北部ダム事務所へ提言された「地球温暖化に伴う気候変化を踏まえた今後のダムのあり方～沖縄らしい豊かな水環境づくりのために～」(地球温暖化に伴う気候変化を踏まえた将来の沖縄の水問題を考える懇談会)についての概要説明であった。

この提言は、沖縄における現状認識、今後の予測・影響、

取り組みを柱とした内容で、本土とは異なる特徴を有した沖縄のダム事情を示すもので、沖縄県は、本土と比べると年降水量が多く、降雨が一時期に集中し、短く急流な河川（流量変動大）、流域面積が小さいため水資源賦存量は少ない等、安定的な運用が難しい地域である。気候変動により想定される現象は、集中豪雨や水温上昇（水質悪化）等が考えられ、その影響の予測幅を十分に認識しながら取り組む必要があり、モニタリング、解析、遊休水源利用可能性の検討、関係機関との連携等を柔軟かつ継続的に進めていく提言がなされている。

#### 3. 琉球諸島の生物多様性の保全と活用～石西礁湖自然再生などを通して見えること～

琉球諸島は、大陸との分離・結合を繰り返してきたため、特有な生物進化が成り立っている。この価値について、サンゴ礁と干潟・湿地を代表例として講話された。

「生物多様性」とは、単に生物種が多く、その種を守るだけではなく、バランスのとれた健全な生態系が存在し、その恵みが持続的に利用可能である状態を示す。

「石西礁湖自然再生事業」では、モニタリング調査、修復事業、オニヒトデ駆除事業、評価手法の確立、広報啓発等に関して取り組んでおり、「自然再生推進法」に則って協議会を設置し、「攪乱要因の除去」・「積極的な環境創成」・「持続可能な利用管理」を柱に役割分担を決めて展開している。

「国指定漫湖鳥獣保護区の保全事業」では、マングローブ林の拡大やマングースの侵入等、渡り鳥飛来に影響を及ぼしている要因の解明、効果的な再生手法、地域住民合意形成・住民参加型保全活動等を進めている。

(レポーター：沖縄環境調査(株) 細谷幸代)

## 沖縄県の米軍施設 (普天間飛行場、嘉手納飛行場、 キャンプ・シュワブ等)見学

期日 平成22年11月5日

平成22年度の九州・沖縄支部野外セミナーには26名が参加し、沖縄本島中北部の広大な面積を占めている米軍施設をバスで移動しながら見学した。

最初に宜野湾市の「嘉数高台」から普天間飛行場を見学した。ここでは、沖縄防衛局の担当者から同飛行場の移設についてご紹介いただいたが、移設・返還にともなう課題として、①返還後の跡地利用、②軍用地料（約3,000人に総額60億円）に代わる収入、③場内従業員約200人の再就職、の3つがあるという話が印象に残った。

次の嘉手納飛行場は、隣接する「道の駅かでな」の展望フロアから見学した。到着後間もなくして戦闘機が次々と飛び立っていく様子を目の当たりにし、その迫力に圧倒された。また、場内は米軍とその家族約1万人が生活するための施設が何でもそろっており、従業員数は県内最大の雇用規模との説明を聞き、その広大さを実感した。

最後の見学先となった普天間飛行場の移設予定先である名護市辺野古・大浦湾海域では、キャンプ・シュワブに隣接する「平和の塔」にて、再び沖縄防衛局の担当者から説明をいただき、環境影響評価手続きの進捗状況、ジュゴンやサング類の現状等についての理解を深めた。

今回の野外セミナーは、朝9時前に沖縄県庁前を出発し、丸1日かけてのバス移動による視察であったが、車中でのガイドさんの説明も視察の趣旨に沿って用意された内容で得るものが多く、有意義な1日を過ごすことができた。

(レポート：いであ(株) 青木 博)



普天間飛行場の見学（嘉数高台）

名護市辺野古海域の見学（平和の塔）

昨年度に引き続き、環境アセスメント業務の売上額、従業員数、資格保有状況等の現状及び協会活動に関する会員の意向等について調査を実施した。アンケートの回収率は77.7%であった。

### 1. 会員の地域分布及び業種区分

会員数は平成22年9月現在184法人であり、昨年度同時期より16社減少している。

会員の分布は関東(53.3%)が過半数を占め、次いで九州・沖縄(10.3%)、東海(9.2%)、近畿(7.6%)、中国(6.0%)であり、北海道、東北、北陸、甲信越は2~4%となっている。また、四国の会員は1法人と少ない。

会員の業種区分は、もっとも多いのが「専門サービス業」（建設コンサルタント業、測量業等）の61%で、次いで「その他事業サービス業」（環境測定・分析業等）27%であり、この2業種で90%近くを占める。そのほか「総合工事業」、「学術・研究開発機関」（シンクタンク等）、「情報サービス業」及び「その他」の業種で構成されている。会員の業種は、環境アセスメントに関係する多様な業種によって構成されていることが大きな特徴であり、その特徴を活動に活かすことが求められている。

### 2. 環境アセスメント及び環境関連業務の売上

実績ベースでみると、環境部門の平成21年度の売上は、143社合計で862.4億円である（表-1）。環境部門の売上を回答率で割り戻し会員全体の値を推定すると、平成20年度1,860億円、平成21年度1,110億円となり、21年度の売上額は20年度より大幅に減少していることになる。

外注費は、平成21年度では142社合計で164.0億円、平均で1.15億円となっており、1社平均では20年度の2.11億円より大幅に低下している（表-2）。

### 3. 環境関連部門にかかわる従業員経験年数

環境関連業務に従事する従業員数を経験年数別に集計し、表-3に示した。

環境関連業務従事従業員数を経験年数別にみると、1社平均の従業員数は42.5人であり、経験年数5年未満8.4人、経験年数5年~13年未満13.3人、経験年数13年以上20.8人となっており、経験豊富な技術者の割合がもっと

■表-1 環境部門の売上

単位：億円（実績）

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	回答173社計	1社平均	回答130社計	1社平均	回答143社計	1社平均
①環境アセスメント業務	691.1	3.99	484.1	3.72	301.8	2.11
②環境関連業務	977.8	5.65	761.9	5.86	560.6	3.92
合計	1,668.9	9.65	1,246.0	9.58	862.4	6.03

■表-2 環境部門の外注費

単位：億円（実績）

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	回答155社計	1社平均	回答116社計	1社平均	回答142社計	1社平均
①環境アセスメント業務	178.4	1.21	132.8	1.14	68.8	0.48
②環境関連業務	181.2	1.22	115.5	1.00	95.1	0.67
合計	359.6	2.43	244.3	2.11	164.0	1.15

も多い。この傾向は例年同様であり、見方によっては技術者の高齢化が進んでいるともいえる。

#### 4. 環境アセスメント士、技術士等資格保有状況

環境アセスメント士、技術士及び技術士補の3資格について、経験年数別に保有者数を集計し、表-4に示した。

1社平均の資格保有者数は、環境アセスメント士1.6人、技術士8.3人、技術士補6.2人であり、環境アセスメント士がもっとも少ない結果となっている。資格保有者を経験年数別にみると、環境アセスメント士、技術士は経験年数13年以上がもっとも多くなっている。

しかし、環境アセスメント士の登録者数は現在395名であるが、今回のアンケートでは回答143社合計で229人と少なく、アンケート結果が実態を表しているかどうか検討を要する面もある。

#### 5. 従業員の出身学部

従業員の出身学部は、工学部、理学部、農学部、水産学部が多い。環境アセスメントを実施するためには生活環境部門、自然環境部門の両方の専門家を必要とすることから例年ほぼ同様の傾向がみられる。また、環境アセ

■表-3 経験年数別従業員数

単位：人

区分	回答143社計	1社平均
経験5年未満	1,207	8.4
経験5年～13年未満	1,906	13.3
経験13年以上	2,970	20.8
合計	6,083	42.5

■表-4 経験年数別資格保有状況

単位：人

区分	回答143社計			1社平均		
	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補
経験5年未満社員	1	5	170	0.0	0.0	1.2
経験5年～13年未満	67	181	383	0.5	1.3	2.7
経験13年以上	161	1,000	334	1.1	7.0	2.3
合計	229	1,186	887	1.6	8.3	6.2

アセス士：環境アセスメント士

メントの手続きにはマネジメント能力と広範な知識が必要とされることから、理工学系に限らず文科系出身者も従事しており、政治、経済、社会学部出身者も全従業員1割弱を占めている。

#### 6. 協会活動への評価及び意見・要望等

協会活動に対する評価では、「非常によくやっている」11%（昨年度12%）、「よくやっている」56%（昨年度61%）と2/3程度がおおむね肯定的意見を示している。

「有意義であった協会活動」としては、例年同様セミナー・研修、情報提供、JEASニュースの発行、研究活動、支部活動であり、協会活動全般に対して肯定的な意見がかなりみられた。

#### 7. 協会活動に対する意見

協会活動に対する自由意見の概要は以下のとおりである。

- ① 地方会員に対するサービスを充実してほしい。セミナーについても、地方開催の回数を増やし、首都圏との格差を是正してほしい。
- ② 環境アセスメント士の社会的地位の向上について尽力してほしい。資格要件としての位置付け、財政基盤の安定化、試験の地方開催等について検討してほしい。
- ③ 戦略的環境アセスメント、生物多様性等タイムリーなテーマに関するセミナーの開催を検討してほしい。
- ④ ホームページの充実等、更なる情報提供について検討してほしい。

定期アンケートで会員から寄せられたご意見等についてはその内容について検討し、今後の協会活動に反映できるように十分な配慮が必要である。

最後に、定期アンケートにご協力いただいた皆さまに心よりお礼を申し上げます。

（JEAS事務局）

## 協会活動記録

### 研修部会

#### 環境アセスメント実務研修会 25名

平成22年9月30日(木)

- ①生活環境部門 14名
- ②自然環境部門 11名

#### 市民活動のための環境アセスメント講座 23名

平成22年11月6日(土)・7日(日)

##### (1) アセスって何?

JEAS研修部会長 高山 登

##### (2) アセスメントを活かそう!

元産業技術総合研究所  
環境アセスメント学会理事 石川公敏

##### (3) アセスの現場を体感しよう!

「NEC本社ビル、六本木ヒルズ、首都高速中央環状線」  
JEAS教育研修委員 黒崎靖介

##### (4) アセス図書を読もう!

JEAS研修部会長 高山 登  
JEAS教育研修委員 伊豆倉博之、小林真人  
小栗太郎、酒井 学

##### (5) アセスのこれからを知ろう!

法政大学社会学部教授  
環境アセスメント学会理事 田中 充

##### (6) アセスと関わろう!

元JEAS教育研修委員 吉田俊幸

#### 第7回技術交流会 57名

平成22年12月1日(水)

#### 「口頭発表」及び「展示発表」

### 北海道支部

#### 第2回技術セミナー 41名

平成22年11月11日(木)

##### (1) 「サケの母川回帰の多様性と保全手法」

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター  
教授 上田 宏

##### (2) 「希少種ニホンザリガニの保全とその技術」

北海道立総合研究機構水産研究本部  
稚内水産試験場 川井唯史

### 中部支部

#### COP10 パートナーシップ事業 生物多様性に関する公開セミナー 100名 セミナー委員会共催

平成22年10月19日(火)

##### (1) 「急速な都市化に伴う上海の環境状況の変遷及び都市生物多様性への影響」

華東師範大学環境科学系主任  
教授 達 良俊

##### (2) 「都市環境における生物多様性への取組」

京都大学大学院地球環境学堂  
教授 森本幸裕

##### (3) パネルディスカッション「都市における生物多様性確保について」

華東師範大学環境科学系主任  
教授 達 良俊  
京都大学大学院地球環境学堂  
教授 森本幸裕  
前愛知県環境部長・あいち産業振興機構  
理事長 藤井敏夫  
名古屋市環境局顧問 加藤正嗣

#### COP10 パートナーシップ事業 野外セミナー 33名 セミナー委員会共催

平成22年10月20日(水)

##### 「COP10会場、藤前干潟、愛知万博跡地等の見学」

### 関西支部

#### 第1回技術セミナー 50名

平成22年9月10日(金)

##### (1) 「生物多様性センターでの自然環境情報の提供」

環境省自然環境局生物多様性センター  
センター長 水谷知生

##### (2) 「琵琶湖の魚と環境～魚から環境を考える～」

滋賀県琵琶湖環境部滋賀県立琵琶湖博物館  
主席総括学芸員 前畑改善

### 野外セミナー 17名

平成22年11月11日(木)・12日(金)

1日目「中池見人と自然ふれあいの里」  
2日目「エコトピア亀岡」

### 九州・沖縄支部

#### 公開セミナー 42名

平成22年9月24日(金)

##### 「国内クレジット制度」活用に向けて～減CO<sub>2</sub>を考えるセミナー～

(1) 「国内クレジット制度」について  
経済産業省九州経済産業局資源エネルギー  
環境部環境対策課 課長補佐 山口 透

## 訃報

当協会理事を務めていただいでおりました中田正夫氏(三井共同建設コンサルタント株式会社社長)が、平成22年11月10日に逝去されました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。

##### (2) 「国内クレジット制度」ソフト支援事業について

環境テクノス(株) 武下明義

##### (3) 「カーボン・オフセット事業」について

カーボンフリーコンサルティング(株)  
取締役 池田陸郎

##### (4) 「減CO<sub>2</sub>活動と企業CSR」について

NPO法人えふネット福岡 藤原典明

### 技術&野外セミナー

平成22年11月4日(木)・5日(金)

### 沖縄県の環境事情

#### (1) 技術セミナー 4日(木) 55名

- ① 沖縄の漂着ごみについて  
沖縄県文化環境部環境整備課  
課長 下地岳芳
- ② 地球温暖化に伴う気候変化を踏まえた今後のダムのあり方  
内閣府沖縄総合事務局北部ダム事務所  
副所長 新垣 哲
- ③ 琉球諸島の生物多様性の保全と活用  
～石西礁湖自然再生などを通して見えること～  
環境省那覇自然環境事務所  
所長 奥田直久

#### (2) 野外セミナー 5日(金) 26名

「沖縄県の米軍施設(普天間飛行場、嘉手納飛行場、キャンプ・シュワブ等)見学」

## 社名変更

新 (株) クレアリア(平成22年8月)

旧 (株) アイ・エヌ・エー

## 編集後記

今号表紙の写真は、「地球温暖化」の影響でしょうか、最近すっかり見なくなりました「霜柱」です。寒々しい冬の、寂しげにも見える写真ですが、陽の光、空気、水、土、といった生態系の生息空間構成要素の中に小さな息吹もあり、主役の霜柱のディテールは、「静」の中にも力強い「動」が感じられ、生物多様性について考えさせられます。

昨年は10月に「生物多様性」の名古屋COP10、11月に「地球温暖化防止」のカンクンCOP16が開催され、地球環境問題は、もはや一般的となりました。無論、これらの問題は、今号の特集やレポートのテーマともなっています。今年が良い年で、環境アセスメント士が活躍できる年でありますように。

(編集委員 三島成久)